

【社団法人日本芸能実演家団体協議会】

ヒアリング票

1. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

(1) 劇場、音楽堂等における専門的な能力を有する人材の確保に当たり、実演芸術団体が協力することができる取組がありますか。また、現在、具体的に実施している取組があれば記載して下さい。

法律では専門家として制作者、技術者、経営者、実演家があげられていますが、これらの専門人材は実演芸術団体等の専門人材と共通の専門基盤を持っています。現に多くの劇場、音楽堂等には実演芸術団体等での職務経験のある人材が在職しており人材の流動が起きています。

これまで弊法人では劇場等や実演芸術団体等の関係者を対象として経営や時事課題についての研修セミナー等を不十分ながら実施してきました。

また、技術者については劇場等演出空間運用基準協議会において、関係団体が集まり、ガイドライン作成、劇場等や実演芸術団体等の公演制作に係わる基礎的な共通知識・技能の取得のため、総合的な人材育成システムの必要性を提案し、研修と教材の開発研究を進めています。

劇場等への専門家の配置を促進するためには、これまでの人材流動と交流をさらに進める人材バンク的な場、仕掛けをつくる必要があると考えます。

(2) 地域の実情を把握するために、どのような取組をされていますか。また、地域の実情を把握するに当たっての課題があれば、記載してください。

実演芸術に係わる地域の実情といった場合、多くの視点が存在します。地域の文化芸術団体の存在とその活動状況、実演芸術の公演と鑑賞者数、学校など文化芸術を必要としている機関、CD等の文化芸術品の消費状況など、地域の文化芸術資源とその状況を把握する必要があります。しかし、これらの詳細を把握するための政府統計は存在しませんし、地方公共団体においても産業統計等は調査されていますが文化芸術関係については十分とは言えません。

実演芸術の鑑賞と参加行動については政府統計として「社会生活基本調査」「国勢調査」「事業所統計」がありますが、その文化芸術分野の詳細な把握は十分に行われていません。

実演芸術の鑑賞と参加行動等については、職種、学歴、所得などの社会・経済的要因、年齢、性別など人口的要因が大きく影響を与えますが、その行動選択の要因に

ついて研究と分析が十分に行われ、その成果が関係者間で共有されるに至っているとは言い難い状況です。

国として文化芸術の参加等行動について本格的な調査研究を実施し、劇場等や実演芸術団体等に周知、共有し、その資料を基に、地方公共団体、劇場等や実演芸術団体等がそれぞれの地域の独自の文化資源状況を把握するための基本モデルを構築し、地域の実情を把握する必要があります。

2. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進

（1）教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）について、どのような教育普及活動が必要だと考えますか。

教育普及活動についてはその内容を明確に区別する必要があると考えます。

一つは地域の人々の鑑賞や参加を広げて行く活動と、一つはこどもたちの成長に係わる教育的な取り組みです。

劇場、音楽堂等の活動を広げていく活動については前項であげた鑑賞・参加行動の実態と特徴把握に基づき、年1回以上鑑賞行動を行う顕在的な鑑賞者のさらなる参加促進、興味はあるが劇場等に来ることが出来ない潜在的な鑑賞者層、鑑賞・体験の機会の無い鑑賞者層の掘り起こしなどの対象、多様な事前の取り組みやマス媒体・ネット・印刷媒体・口コミなどの情報手段活用など、具体的な鑑賞者づくりを計画し、取り組む必要があります。

さらに地域の実演芸術団体等との連携、協力、支援などの取り組みは、広げて行く活動の重要な要素となります。

また、実演芸術の力を生かした幅広い世代を対象とした心と身体、表現とコミュニケーション能力を高めるワークショップなど体験、参加プログラムの実施はそれ自体に価値があるものです。短期的に鑑賞者拡大につながるものではなく実演芸術の創造と鑑賞ともども地域の文化環境の向上に寄与するものと考えます。

教育的な機会について、小中高等学校においては68.9%（2007年調査）の学校で鑑賞教室が実施されていますが、この実施率は減少傾向にあります。それは少子化、過疎化による小規模校の増加により公演実施が経済的に成り立たないこと、学校行事の精選の動きが影響しています。また、学校と地域の関係機関との協力についても市町村教育委員会は30.9%、都道府県教育委員会7.7%、公立文化施設8.2%と低くなっています。

学校、教育委員会、劇場等が地域で協議し、具体的な実施目的、実施計画（事前学習と鑑賞など）を定め、実演芸術団体等が協力する仕組みが必要と考えます。

なお、鑑賞と体験は異なった精神的体験でありその行動要因も異なり、それぞれが

子どもの成長にとって重要な取り組みと考えます。これらの取り組みを単純に結びつけることでは相乗効果は期待できず、目的・対象に応じた丁寧な企画、実施のできる体制づくり、人材確保が課題と考えています。

(2) 教育普及活動を行うに当たり課題があれば、記載してください。

教育と普及活動については地域に拠点を構え、多様な活動を進める劇場等が中心となり、先に述べた地域の実情を把握し、事業実施の試行錯誤の中からノウハウを蓄積し、プログラムを開発していくことが重要と考えます。

実演芸術団体等は教育と普及活動について意欲をもっていますが、地域の多様な実情把握については限界があります。

よって地域の実情に応じたプログラム開発と実施については、劇場等と実演芸術団体等が連携を進めることが効果的なものになると考えます。

また、ワークショップなど参加型事業は多様な参加者に柔軟に対応していける高度なファシリテーション能力を有する実演家等が求められます。

(3) 教育普及活動について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

- ・ 地方公共団体は地域の文化芸術資源の全体状況、劇場、音楽堂等は実演芸術資源の詳細について実情把握し共有し、教育と普及活動に取り組むこと
- ・ 劇場、音楽堂等は実演芸術に関わる教育と普及活動についての社会的な役割を担っていること、さらに地域の多様な社会的な機関、学校、文化団体等との連携を担う中心的な役割があること
- ・ 普及活動、教育活動は目的が異なった取り組みであり、目的、内容、方法について計画的に実施すること
- ・ これらの教育と普及活動を担う専門人材の確保は重要であり、その育成と技能向上の取り組みを実演芸術団体等と進めること
- ・ 子どもの実演芸術の鑑賞と参加の機会づくりのため、地方公共団体、教育委員会学校、実演芸術団体がなど教育機関での連絡、協議の場を設けること

3. 劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進

(1) 劇場、音楽堂等とのネットワークや連携に係る取組（フランチャイズ、レジデンス、芸術提携等）について、状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

実演芸術には多様な分野が存在し、その成立の構造と基盤により連携の取り組み方は異なっています。そしてそれぞれの分野ごとに多様な取り組みが進められています。

<オーケストラ>

オーケストラは、劇場・音楽堂等とフランチャイズと通称し、主に年間長期の施設優先利用（利用料金割引を含む）出来る関係を構築し、さらに学校や社会施設での小公演による幅広い鑑賞者の普及、クリニックなどの機会確保を行っています。リハーサルと本番を同一会場で行えることによる演奏の質向上、本拠地で多数の公演の場の確保によるオーケストラの知名度向上により、鑑賞者確保に大きく寄与しています。

さらにオーケストラの本拠地ではなく遠隔地とも準フランチャイズと称し、毎年、定期的な公演を実施する恒常的な約束をし、学校での鑑賞教室なども一緒に実施している例があります。

また、指定管理者である文化振興財団がオーディションなどで実演家を雇用してオーケストラを運営しているものをレジデントと称している例が幾つか見られます。この場合も施設利用の利便、鑑賞者開拓面でフランチャイズと同様の効果があります。

<その他の分野>

バレエ、ダンス、演劇についても、一部に定期公演利用の関係、レジデントの関係が存在しています。地域に教育も含め一定の実演芸術へのニーズがあり、事業費が確保されている場合、レジデント団体を設置することは経済的にも合理的なことです。

フランチャイズ、レジデントについては、地方自治法との関係もあり、また貸館の利用料金が指定管理料の算定に盛り込まれており、劇場・音楽堂を設置した地方公共団体の意識、姿勢が大きな影響を与えます。

<共同制作>

共同制作についてもこれまでさまざまな取り組みが試みられて来ています。複数館が平等の責任を負うもの、幹事館が制作責任を負い一部の責任を分担するもの。これに実演芸術団体が協力するもの、実演家個人がキャスティングにより参加するものなど取り組み形態はいろいろです。関係の基本は責任分担を定めて劇場等と実演芸術団体が共同で制作することです。作品創造には多くの事前の経費投入と実際に公演を実施し鑑賞者が確保出来るかのリスクがあり、投資と事前投資の回収リスクを低くすることの効果は大きく、継続した新たな試みを促進する効果が期待できます。一方で分野、作品に適した劇場等の仕様、規模がマッチする複数の劇場等の間

の日程、経済条件などの合意形成には人的ネットワークの形成、時間が必要であり、長期的な視点が必要となります。こうした取り組みには制作、技術の専門人材の存在が不可欠です。

<巡回公演>

巡回公演についても多くの取り組みが成されています。歌舞伎などの公立文化施設の巡回公演の例がありますが、多くは実演芸術団体側の取り組みとして実施されているのが中心です。既存の作品について全国の鑑賞組織、学校などに情報を提供し、依頼を受けて巡回公演に取り組むものです。

一時期、文化庁は「舞台芸術の魅力発見事業」として公立文化施設での巡回公演等の旅費、宿泊費等を助成する事業を実施し、定着が進み、先に述べた準フランチャイズ等に発展するところまで来ていましたが、廃止された経緯があり、劇場等や実演芸術団体等には法制定を契機に新たな枠組みの創設を望む声が多く存在します。巡回公演の位置づけを明確にして促進を図ることは法の趣旨に沿ったものとなります。

<民間での蓄積と試み>

演芸分野の寄席の世界では、寄席・演芸場と演劇関係団体はキャスティング、入場料収入の配分などで協力関係を構築し、一種の共同制作公演を歴史的に行っています。その他の分野でも巡回公演について、さまざまな公演契約（公演料等の扱い）が工夫されており、劇場等と実演芸術団体等との連携の可能性は広いと考える。

(2) 劇場、音楽堂等との連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

- ・通称であるフランチャイズ、レジデント、共同制作、巡回公演についてその基本概念を明らかにし、その上で用語を統一し、共通認識を醸成し、劇場、音楽堂等の事業展開に柔軟に活用、運用することを促進すること
- ・先に述べたとおり劇場、音楽堂等と実演芸術団体等は様々な工夫と試みを積み重ねています。その実態調査とその情報提供と交流を進めること

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

大学等で劇場、音楽堂等や実演芸術団体等に関わる人材（企画・制作系を想定した）の養成が開始され早、20年近くの時間が経過しました。当初は公立文化施設系の劇場等の採用方針は専門人材採用の意欲の低さ、実演芸術団体等は小規模団体ゆえに

人材需要の低さ、さらに「アーツマネジメント」と言った概念的な内容など教育内容に対する信頼感の低さがあり、効果は薄いものがありました。

しかしながら、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の激変、大学等での研究の積み重ね、文化庁での検討、関係団体との交流も徐々に進み、インターンシップについても改善が進んできました。

また、多くの教育は学部レベルのものが中心で、劇場、音楽堂等、実演芸術団体等で経験を積んだ制作、技術、実演など現職者の能力向上、職域拡大、職能移転など研修が行えるプログラム開発、さらに現職者が職場を離れられる支援を行う研修制度が必要となります。

法律の趣旨を踏まえ、劇場、音楽堂等、実演芸術団体等と大学間で教育カリキュラムの共同開発、教育水準を確保するための共通基礎テキストの作成、講師派遣など教育人材の交流、インターンシップ制度、能力向上、職域拡大、職能転換などの研修制度などさらなる改善、充実を進めることが重要となります。

(2) このほか、大学等の教育機関との連携に係る取組で考えられるものがあれば記載してください。

義務教育である小中学校及び高等学校の生徒については国、地方公共団体がその教育政策として子どもたちに実演芸術の体験機会をつくりだす事業を必ずしも十分とは言えませんが進めています。一方、成人として文化的な教養を深める点では学校としての取り組みはあまり進んでいません。劇場、音楽堂等が地域の大学と連携し、事業の情報提供と参加の呼びかけなど連携を深めることは意味あることと考えます。

(3) 大学等の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

- ・制作、技術、実演などの教育プログラムを開設している大学等の連携を促進すること
- ・劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、大学等のそれぞれの経営資源、強みを生かした連携を促進するため、大学等で取り組まれている教育プログラムの幅広い情報提供と大学間での共有を促すこと
- ・劇場、音楽堂等と実演芸術団体等からの求人情報の大学生等への提供を促すこと

以上